最終更新日：2019年7月5日

株式会社　北日本銀行
取締役頭取　柴田　克洋
問合せ先：経営企画部 019-653-1111（代表）
証券コード：8551
http://www.kitagin.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当行は、普遍的な価値観である「経営理念」と「行是」を経営の根幹とし、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を柱とした企業倫理を常に念頭に置きつつ、適時適切な情報開示により経営の透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

○経営理念
「地域密着」・・・地域密着に徹し、お客様の繁栄と地域の豊かな発展に貢献する。
「健全経営」・・・健全経営を堅持し、お客様と株主に最も信頼される銀行となる。
「人間尊重」・・・行員とその家族の幸せを守り、行員一人一人が夢と誇りを分かち合える人間集団を目指す。

○行是
「明・正・堅」・・・明るく、正しく、堅実に
その上で、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当行が実践すべき考え方及び行動指針として浸透に努めております。

・コーポレートガバナンス・ガイドライン：（http://www.kitagin.co.jp/company/governance/corporate _ governance _ guidelines.pdf）

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**

当行では、コーポレートガガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】** 更新

【原則1－4】
政策保有株式に関する方針及び議決権行使基準につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第3章 株主の権利・平等性の保（5．株式の政策保有）」に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則1－7】
□関連当事者間の取引
当行は、当行役員及び主要株主（当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主）との間で取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、当行や株主の皆様の利益に反する取引が行われることがないよう、行内規程を定めて適切に運用しております。具体的な内容につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第3章 株主の権利・平等性の確保（4．関連当事者間の取引）」に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則2－6】
□企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当行の企業年金の積立金を運用する北日本銀行企業年金基金について、体制、運営、人事に関する方針を明確化のうえ運営全般の健全性確保に努めております。具体的な内容につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第4章 株主以外のステークホルダーの利益の確保（4.企業年金の運用に関する取組み）」に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則3－1】
□経営理念、中期経営計画（原則3－1－(1)）
当行は、経営理念及び中期経営計画を策定し、当行ホームページにて公表しておりますので、ご参照ください。
・経営理念：（http://www.kitagin.co.jp/company/philosophy/index.html）
・中期経営計画：（http://www.kitagin.co.jp/company/management _ plan/index.html）

□コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針（原則3－1－(2)）
当行のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1．1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

□取締役の報酬決定方針・手続（原則3－1－(3)）
取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第2章 コーポレート・ガバナンス体制、第1節 取締役会（7．取締役及び監査役の報酬等）」に記載しておりますので、ご参照ください。

□取締役・監査役候補者の指名及び取締役・監査役の選解任に関する方針・手続（原則3－1－(4)）
取締役会が取締役・監査役の指名をするに当たっての方針と手続につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第2章 コーポレート・ガバナンス体制、第1節 取締役会（6．取締役候補者等の決定及び取締役の解任に関する方針及び決定手続き）」及び「第2章 コーポレート・ガバナンス体制、第2節 監査役会（10．監査役候補者の決定及び監査役の解任に関する方針及び決定手

続き)」に記載しておりますので、ご参照ください。

□取締役・監査役候補者の選任・指名及び取締役・監査役の解任に関するの理由(原則3－1－(5))
取締役・監査役候補者の個々の選任・指名についての説明は、当行ホームページにて公表しております「定時株主総会招集ご通知」
(http://www.kitagin.co.jp/ir/stock_info/shareholders_meeting/)の参考書類に記載しておりますので、ご参照ください。
・取締役候補者選任・指名の理由の記載:第115期 定時株主総会招集ご通知
・監査役候補者選任・指名の理由の記載:第112期 定時株主総会招集ご通知

【補充原則4－1－1】
□経営陣に対する委任の範囲の概要
当行の経営陣に対する委任の範囲の概要は、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第2章 コーポレート・ガバナンス体制、第1節 取締役会(2.取締役会の役割(2))」に記載のとおり、取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に従い、業務執行の基本方針等、経営上の重要事項の意思決定を行っております。

【原則4－9】
□独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当行は、社外取締役の独立性について、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、当行の定める独立性判断基準を満たす者を独立役員である社外取締役に選任しております。
なお、社外取締役の独立性の判断基準につきましては、行内規程において規定し、その内容は、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の(別紙1)に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4－11－1】
□取締役会の構成に関する考え方
取締役会の構成の考え方につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第2章 コーポレート・ガバナンス体制、第1節 取締役会(3.取締役会の構成及び運営(1))」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4－11－2】
□取締役・監査役の他の会社の兼任状況
本報告書の更新日時点における社外取締役及び社外監査役の兼職その他の状況につきましては、本報告書の「2.1[取締役関係]会社との関係(2)」及び「2.1[監査役関係]会社との関係(2)」に記載しておりますので、ご参照ください。なお、当行の社外を含む取締役及び監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。

【補充原則4－11－3】
□取締役会の実効性の分析・評価
＜対応方針＞
当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した経営を推進すべく、継続的に取締役会の機能及び実効性の向上に取組むことが重要であると考えています。この取組みの一環として、毎年1回、かかる実効性評価を実施し、その結果の概要を開示します。

＜評価方法＞
2019年4月に取締役会の実効性等に関するアンケートを取締役11名に配布し、全員から回答を得ました。その集計結果を踏まえ、同年6月開催の取締役会において、取締役会の実効性に関する分析及び評価を行い、課題を共有しております。

＜取締役会評価アンケートの大項目＞
1.取締役会の構成
2.取締役会の運営
3.社外取締役に対する情報提供及び支援体制
4.前年度からの改善状況
5.ガバナンス体制・取締役会の実効性全般について

＜結果概要:取締役会の実効性に関する分析及び評価の概要＞
・アンケート結果を分析した結果、顕在化した問題点等は認められなかったことから、当行取締役会は、2018年度の取締役会の実効性は適切に確保されているものと評価しております。
・取締役会の構成については、取締役会への女性の参加計画の策定、取締役会の運営については、社内取締役の活発な意見、付議・報告事項の内容提供早期化、判断・理解に必要な情報の網羅性、わかりやすさ及び分量の適切性に配慮した資料の提供などを求める建設的な意見が提示されました。
・付議・報告事項について、内容提供期限の早期化(現在は取締役会開催日5営業日前)や、起案部署への判断・理解に必要な情報の網羅性、わかりやすさ及び分量の適切性に配慮した資料の提供要請など、今後も継続的に検討いたします。
・当行取締役会では、かかる意見を踏まえ、取締役会の実効性の向上に引続き取り組んでまいります。

【補充原則4－14－2】
□取締役・監査役のトレーニング方針
当行は、取締役・監査役が、その期待される役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識や情報を取得、更新できるよう、就任時に加え、就任後も継続的に外部機関が提供する各種研修・セミナー等へ積極的な受講を促すなど、十分な機会を提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について支援することとしております。

【原則5－1】
□株主との建設的な対話に関する方針
株主の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第3章 株主の権利・平等性の確保(6.株主との対話)」及び「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の(別紙2)並びに本報告書「3..2..IRに関する活動状況」及び「3.3.3ステークホルダーの立場の尊重にかかる取組み状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

## 2.資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

[大株主の状況] 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 592,700 | 6.92 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 462,909 | 5.40 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO<br>(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) | 172,900 | 2.02 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 171,700 | 2.00 |
| 北日本銀行従業員持株会 | 171,594 | 2.00 |
| SMBC日興証券株式会社 | 155,400 | 1.81 |
| 住友生命保険相互会社 | 136,500 | 1.59 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 120,300 | 1.40 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 116,920 | 1.36 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 100,076 | 1.16 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

当行は、自己株式235,810株を保有しております。

## 3.企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 銀行業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5.その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 12 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 会長（社長を兼任している場合を除く） |
| 取締役の人数 更新 | 10 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 太田 稔 | 学者 | | | | | | | | △ | | △ | |
| 村田　嘉一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | △ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 太田 稔 | ○ | 当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。同氏が顧問を務める学校法人盛岡大学は、当行と取引関係にあり、また、当行は同学校法人へ寄付を行っておりますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、また当行は同校に対し寄付を行っておりますが、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 | 学者としての高い見識に基づく経営判断の適切性向上及び高い独立性、中立性に基づく公正かつ客観的意見の表明、ガバナンスの実効性向上、社外情報等の提供などの機能、役割が期待されることが選任理由であります。<br>なお、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係がないこと、業務執行取締役等に就任している他の会社がないことから、独立性の高い社外役員であると判断し、独立役員に指定しております。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村田　嘉一 | ○ | 当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。同氏の出身であります株式会社日立製作所は、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主･投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 | 経営者としての豊かな実務経験に基づく経営判断の適切性向上及び高い独立性、中立性に基づく公正かつ客観的意見の表明、ガバナンスの実効性向上、社外情報等の提供などの機能、役割が期待されることが選任理由であります。<br>なお、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係がないこと、、業務執行取締役等に就任している他の会社がないことから、独立性の高い社外役員であると判断し、独立役員に指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名諮問委員会 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬諮問委員会 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | 社内取締役 |

### 補足説明 更新

当行は、経営の透明性及びプロセスの適切性をより一層高める観点から、任意の諮問機関として、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は、社外取締役太田稔、社外取締役村田嘉一、社外監査役柴田義春、社外監査役山添勝寛、社外監査役小笠原弘治及び取締役会議長である取締役会長佐藤安紀（議長）で構成し、議長が各委員会を招集し、また、議長は、委員の活発かつ建設的な意見の表明を促し、委員会の効果的･効率的な運営に努めております。

a. 指名諮問委員会
取締役、監査役の選任及び解任に関する事項及び後継者の計画的な育成などを踏まえた代表取締役、役付取締役の選定及び解職に関する事項について審議し、取締役会へ答申しております。

b. 報酬諮問委員会
取締役の報酬に関する事項及び取締役の個人別の実績評価及びそれに基づく報酬等の内容について審議し、取締役会へ答申しております。

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 更新 | 4 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査部門である監査部は、監査役へ監査結果等について定期的に報告し、監査役はその監査結果等を監査役監査に実効的に活用するなど、内部監査部門と連携することで的確な監査を実施しております。また、監査役、内部監査部門及び会計監査人による定期的会合を通じ意見及び情報の交換を行うなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。
会計監査人は監査役へ監査計画の概要、財務報告に係る内部統制に関するリスク評価、監査結果などについて報告し、監査役はその適正性をチェックしております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

## 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 柴田 義春 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 山添 勝寛 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | ○ | | ○ | |
| 小笠原　弘治 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | ○ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 柴田 義春 | | 当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。同氏が代表取締役を務める第一商事株式会社は、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 | 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づく当行経営に対する有益な意見・指摘や、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性・妥当性の客観的・中立的な監査の実施などの機能及び役割が期待されることが選任理由であります。 |
| 山添 勝寛 | ○ | 当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関 係はございません。同氏が顧問を務める株式会社岩手日報社は、当行と取引関係にあり、また、同氏が理事長を務める学校法人盛岡大学は、当行と取引関係にあり、かつ、当行は同学校法人へ寄付を行っておりますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 | 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づく当行経営に対する有益な意見・指摘や、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性・妥当性の客観的・中立的な監査の実施などの機能及び役割が期待されることが選任理由であります。<br>なお、当行株式を所有していないこと、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係がないことから、独立性の高い社外役員であると判断し、独立役員に指定しております。 |
| 小笠原　弘治 | | 当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。同氏が代表取締役を務める株式会社マルイチは、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 | 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づく当行経営に対する有益な意見・指摘や、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性・妥当性の客観的・中立的な監査の実施などの機能及び役割が期待されることが選任理由であります。 |

## [独立役員関係]

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 3 名 |

## その他独立役員に関する事項

社外役員の独立性の判断基準につきましては、行内規定において規定し、その内容は、当行ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の（別紙1）に記載しておりますので、ご参照ください。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 | その他 |

### 該当項目に関する補足説明 更新

2019年6月25日開催の第115期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その総額は年額60百万円以内とすることを決議し、併せて、従来の株式報酬型ストックオプションは廃止し、今後、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権の付与は行わないこととしております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 更新 | |

### 該当項目に関する補足説明 更新

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明 更新

2018年度における、当行の社内取締役に対する報酬額等の総額は178百万円（確定金額報酬113百万円、賞与22百万円、ストックオプション43百万円）であり、社外取締役に対する報酬額等の総額は6百万円（確定金額報酬6百万円）であります。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行では、本報告書提出日現在において、以下の通り方針及び手続を「取締役報酬規程」に規定しております。
○方針
社外取締役を除く取締役に対しては、報酬を「確定金額報酬」、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」の構成とし、社外取締役に対しては「確定金額報酬」とし、取締役が株主と利害共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会において決議する年額報酬額の範囲内で決定しております。
○手続
報酬の客観性や透明性を確保することを目的に、社外取締役、社外監査役及び取締役会議長で構成される報酬諮問委員会において報酬等について審議のうえ取締役会へ答申しております。取締役会ではその答申を踏まえ、役位ごとの確定金額報酬の支給額、当行の前期業績及び取締役の個人別の実績評価等に基づく各取締役の賞与の支給額及び譲渡制限付株式に係る報酬の額及び割当株式数について決議し決定しております。なお、譲渡制限付株式に係る報酬の額及び割当株式数については、「譲渡制限付株式報酬規程」において規定しております。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

秘書室がそれぞれスケジュール管理及び関係部署と連携し必要な情報提供を行っております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等） | 社長等退任日 | 任期 |
|---|---|---|---|---|---|
| ――― | ――― | ――― | ――― | ――― | ――― |

| | |
|---|---|
| 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 | 0 名 |

### その他の事項

当行では、相談役・顧問制度はありますが、現在該当者はおりません。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）業務執行

a.取締役会

取締役全員（取締役会長佐藤安紀（議長）、取締役頭取柴田克洋、専務取締役石塚恭路、専務取締役佐藤達也、常務取締役瀬川光夫、社外取締役太田稔、社外取締役村田嘉一、取締役杣顕、取締役下村弘、取締役浜平忠）をもって組織し、監査役全員（常勤監査役菊池敬、社外監査役柴田義春、社外監査役山添勝寛、社外監査役小笠原弘治）の出席のもと、定期的（原則として月1回）または必要により臨時に開催し、当行の業務執行上の重要事項の意思決定及び各取締役の業務執行の監督を行っております。

b.常務会

常務取締役以上の役付取締役（取締役会長佐藤安紀、取締役頭取柴田克洋（議長）、専務取締役石塚恭路、専務取締役佐藤達也、常務取締役瀬川光夫）をもって構成し、常勤監査役菊池敬の出席のもと、原則として毎週月曜日または必要に応じ随時開催し、重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行っております。

c.コンプライアンス委員会

取締役頭取柴田克洋を委員長とし、社外取締役及び社外監査役を除く取締役及び監査役、本部各部長によって構成され、毎月の開催を通じて「コンプライアンス・プログラム」に基づく態勢の整備や施策の実施状況を検証するとともに、各役員が法令等遵守に係る施策の実効性を高めるため、率先して指導に努めております。

d.リスク管理委員会

取締役頭取柴田克洋を委員長とし、社外取締役及び社外監査役を除く取締役及び監査役、本部各部長によって構成され、毎月の開催を通じて各種リスクについて総合的な検討を行うとともに、その適切な管理に関する協議を行っております。また、半期毎にリスクカテゴリー別の「リスク管理方針」を策定し、その内容や履行状況については定期的に取締役会で審議、報告を実施しております。

（2）監査・監督

a.監査役会

当行は監査役制度を採用しており、監査役会はすべての監査役（常勤監査役菊池敬（議長）、社外監査役柴田義春、社外監査役山添勝寛、社外監査役小笠原弘治）で組織し、定期的（原則として月1回）または必要により臨時に開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

監査役は監査役監査基準に基づき監査役監査を誠実かつ公正に実施しております。監査の方法や業務の分担などを定めた監査計画について、事業年度毎に作成のうえ監査役会において決議し、その概要を取締役会へ報告しております。また、監査役会規程に定める部署に所属する職員1名が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たっております。

社外監査役は取締役会及び監査役会において、議案審議等における公正かつ客観的意見の表明及び監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を実施しております。また、取締役会へ監査の実施状況とその結果等について定期的に報告するほか、内部監査部門より監査方針等の基本事項および監査実績、監査結果等実施状況の概要について取締役会を通して定期的な報告を受けております。なお、社外監査役は監査役会において決議された監査計画等に従い、重要書類等の閲覧、営業店監査、取締役等からの営業の報告の聴取、代表取締役との定期的会合などを実施し、加えて、会計監査人監査への立会い、定期的に実施される会合を通しての意見の聴取の実施などにより、会計監査人との相互連携を図っております。

b.内部監査

当行は内部監査部門として監査部を設置し、監査対象をすべての部門・業務とし、その目的は、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、業務運営が経営方針および法令・行内規程等に準拠し適切かつ効率的に運用されているかを検証、評価し助言することにより、不正、誤謬の未然防止、資産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営目標の効果的な達成に資することとしております。また、被監査部門に対して十分な牽制機能が働く独立した立場での業務遂行を目的に組織上、頭取に直属しております。

監査部は、内部監査規程において内部監査を実施するための基本的事項を定め、本規程に基づき、事業年度毎に監査計画書を作成し、取締役会の承認を受けることとしております。また、監査終了後、発見・指摘した問題点等を正確に反映した監査報告書を作成し、頭取に提出するほか、常務会への監査報告書に基づく監査結果報告や、取締役会への監査実績、監査結果の概要等の定期的な報告を行っております。

（3）指名、報酬の審議・答申

内容につきましては、本報告書の「2．1［取締役関係］補足説明」に記載しておりますので、ご参照ください。

（4）責任限定契約の内容の概要

当行は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

（5）会計監査の状況

2018年度の当行の会計監査業務を執行している公認会計士は佐々木　政徳、小玉　暢章であり、北光監査法人に所属しております。なお、北光監査法人は業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

上記「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」により、適正かつ迅速な業務執行体制及び実効性の高い監督・牽制体制が確保されており、現時点では当行に最適なコーポレート・ガバナンス体制であると判断し、本体制を採用しております。

社外取締役は取締役会において、議案審議等における公正かつ客観的意見の表明を行うほか、監査役及び監査役会より監査の実施状況とその結果、重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果について、内部監査部門より監査方針等の基本事項および監査実績、監査結果等実施状況の概要について、取締役会を通してそれぞれ定期的に報告を受けております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主の皆様に議案を十分ご検討いただけるよう、招集通知について、株主総会開催日の3週間前を目途とした発送や、発送前の当行ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトへの掲載を行っております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 他の会社の株主総会開催日を勘案のうえ、集中日を回避するよう努めております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | スマートフォン又はパソコンを利用し、当行の株主名簿管理人の議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権を行使できる環境を整備しております。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 当行ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトへの招集通知(要約)の英文を掲載しております。 |
| その他 | 議決権行使書の回収率向上のため、招集通知に「議決権行使のお願い」を同封しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 正確で分かりやすいディスクロージャーの充実を通じ、全てのステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、経営に関する多様な情報について、適時適切な開示に努めております。具体的な内容につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（別紙2）をご参照ください。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 定時株主総会後、株主懇談会を開催しているほか、地域の皆さまに向けた経営説明会を開催しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回（6月、12月）東京にて開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当行ホームページの株主・投資家の皆さま（htt://www.kitagin.co.jp/ir/）において、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書等IR関係資料のほか、株主総会の招集通知、決議通知等株主総会情報を掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 経営企画部が所管しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業文化を形成する主要な要素である経営理念において「地域密着」「健全経営」「人間尊重」を掲げ、地域金融機関のあるべき姿として全役職員がこれを理解、共有化し、また、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、第3章 株主の権利・平等性の確保、第4章 株主以外のステークホルダーの利益確保、をそれぞれ規定し、業務に取り組んでおります。 |

| | |
|---|---|
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 当行グループの持続可能性の基盤となるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）への取り組みでは、環境面において紙資源のリサイクル及び業務改善における各種業務のペーパレス化の推進や、その他省エネ対応に向けた各種取り組みを実施いたしました。社会面においては、地方創生活動の一環として、2019年２月に遠野市との地方創生連携事業として、同市を中心とする食品事業者の海外での販路拡大を図るため、台湾において「岩手・遠野物産展」を開催いたしました。また、働き方改革を踏まえた役職員のライフスタイル環境の改善に取り組みました。ガバナンス面においてはコーポレートガバナンス・コードへの対応、コンプライアンス遵守態勢の構築・運用などを実施しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 正確で分かりやすいディスクロージャーの充実を通じ、全てのステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、経営に関する多様な情報について、適時適切な開示に努めております。 |
| その他 | 人材活用への取り組みにおいて、女性行員や若手行員の育成のために実践的な研修を開催いたしました。また、従業員のキャリアや家族も含めたライフプランを踏まえながら働き続けることのできる職場環境の整備の一環として、2019年３月に保育事業者と「企業主導型保育施設の共同利用に関する契約」を締結しました。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は、会社法に基づき内部統制システム構築の基本方針を決定し、以下の体制整備を図っております。

⑴ .取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a．取締役は、「地域密着」「健全経営」「人間尊重」の経営理念や「明、正、堅」の行是を経営の基本とし、「職業倫理と行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令及び定款の遵守並びに浸透を率先垂範して行う。
b．コンプライアンス統括部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
c．頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設けコンプライアンス状況を総合的に把握、管理する。
d．営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携し法令等遵守態勢の徹底を図る。
e．使用人が法令違反の疑いのある行為等を発見した場合の内部者通報体制として、コンプライアンス報告制度を設ける。
f．内部監査部署は、内部監査規程に基づき営業店、本部各部の法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。
g．反社会的勢力への対応に係る基本方針等に基づき、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程を定め、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存、管理等を規制し、体制として整備する。

⑶ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
a．リスク管理規程にリスク管理に対する基本方針を定め、当行が抱えるリスクの内容を的確に把握し適正な管理を行う。
b．リスク管理を統括する部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
c．リスク管理の統括部署が「リスク管理方針」を策定し、取締役会は、その内容や履行状況について報告を受け審議する。
d．頭取を委員長とした「リスク管理委員会」を設け定期的に各種リスクの状況を把握、管理する。
e．重大な損失の危険が生じた場合は、頭取を責任者とする対策本部を設置し速やかに適切な対応をする。
f．内部監査部署は、内部監査規程にもとづき、営業店、本部各部のリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．定期的（原則として月１回）または必要により臨時の取締役会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行うため原則として毎週常務以上の役付役員が出席する常務会を開催する。
b．社則など経営の基本となる規程を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、効率的な業務執行を実施する。

⑸ 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループという）における業務の適正を確保するための体制
a．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
イ）当行は、規程を定め子会社に対し重要な業務の執行状況を定期的に報告を求める。
ロ）当行グループの円滑な業務の運営及び適正性確保のため、定期的にグループ社長会を開催する。
b．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ）当行は、規程を定め子会社が抱えるリスクを適切に管理すると共に、指導・育成に当たる。
ロ）子会社においても、リスク管理に関する規程を制定し、自ら率先してリスク管理向上に努める。
c．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ）当行は、規程を定め子会社の業務ごとに管理する担当部を明確化し、当行グループの適切かつ効率的な運営を確保する。
ロ）子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当行の取締役が兼務する。
d．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ）当行の内部監査部署が子会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。
ロ）子会社においても、コンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス責任者を配置し、当行は子会社の指導・育成に当たる。

⑹ 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制
当行及び子会社は会計基準その他関連法令を遵守し、財務報告の適切性と信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

⑺ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
a．監査役がその職務を補助すべき専任の職員（以下「補助職員」という）を置くことが必要となり求められた場合には、取締役と監査役が協議のうえ必要な人員を配置する。
b．監査役会規程の定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たる。

⑻ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a．補助職員は他の部署の職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
b．補助職員の任命、異動及び人事考課については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
c．監査役が監査役会事務局の職員に指示した業務については、監査役の指揮命令に従う。

⑼ 当行の監査役への報告に関する体制
a．当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
イ）取締役は、法令に従い当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
ロ）取締役及び職員は、コンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を速やかに監査役に報告する。
ハ）監査役から業務執行の状況についての照会や稟議書その他の重要文書の閲覧要請がある場合は、当該要請に基づき担当部門が直接報告する。
ニ）内部監査部署は実施した内部監査結果を、速やかに監査役に報告する。
ホ）監査役は、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し報告

を求めることができる。
b. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役及び職員は、当行のコンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等を当行の担当部を通じて又は直接当行の監査役へ報告する。

⑽ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行は、当行の監査役へ報告を行った当行グループの取締役等及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止すると共に、不利な取扱いが行われないよう適切な措置を執る。

⑾ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当行は、あらかじめ提示を受けた監査役が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を設けると共に、監査役よりその職務の執行上必要な費用の前払いや事後償還の請求を受けたときは、速やかに処理する。

⑿ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 代表取締役は、定期的に監査役会に出席し業務執行の状況についての説明や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
b. 監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に意見や情報の交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。
c. 監査役が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性及び健全性を確保するため、次の「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定めております。
⑴ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、関係を遮断します。
⑵ 反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と積極的に連携しながら組織として対応し、断固として拒絶します。
⑶ 反社会的勢力に対しては、資金提供および不適切な便宜供与は行いません。
⑷ 反社会的勢力への対応に際し、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素から外部専門機関との連携強化を図ります。
⑸ 反社会的勢力による不当要求に対しては、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
また、反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取組んでおり、対応統括部署を定め、マニュアルの整備や研修実施等の態勢整備に努めております。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
⑴ 会社情報の適時開示に係る基本姿勢
a. 情報開示に関する基本的な考え方
当行は、経営状況の透明性を更に高め、株主の皆様やお客様からより一層信頼される銀行経営の確立を目指し、多彩なプログラムを通して適時かつ適切な情報開示に努めるとともに、平等性・公平性を確保すべく情報管理の徹底に取組みます。
b. 情報開示の基準
当行は、会社法、銀行法、金融商品取引法、東京証券取引所の定める適時開示規則、その他関連諸法令等を遵守することに留まらず、株主が当行を理解するために有用と思われる、非財務情報を含む企業情報について、適時性、正確性、継続性を基本要件として、積極的な開示に努めます。
c. 情報開示の方法
情報の開示にあたっては、東京証券取引所適時開示規則に準拠するとともに、インターネット、各種刊行物等、様々なツールを積極的に活用することで、個人投資家、機関投資家、国内外の別に関わらず、可能な限り広く、適時且つ公平に行います。
d. インサイダー取引の未然防止
当行は、役職員が職務上知った内部情報の管理に関する事項および役職員による株式等の売買等の規制等遵守すべき基本的事項を定めることを目的に行内規程を定め、役職員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進します。
e. 業績予想及び将来情報の取扱い
当行が開示する予想、戦略、方針、目標等のうち、歴史的事実でないものは、将来の見通しに関する記述であり、これらは、現在入手可能な情報にもとづく前提、計画、期待、判断及び仮定に基づいております。これらの将来の見通しに関する記載は、様々なリスクや不確定要因の影響を受けるため、現実の結果が見通しから大きく異なる可能性があります。
f.フェア・ディスクロージャー・ルールの遵守
当行は、金融商品取引法第27条の36～38の規定（フェア・ディスクロージャー・ルール）を遵守するため、以下のとおり定義のうえ、重要情報の厳格な管理に努め、伝達する場合は伝達と同時に、意図せず伝達した場合は速やかに、当該重要情報を公表します。
□伝達の主体：役員（取締役、監査役）及び情報開示主管部署の所属職員
□取引関係者：証券アナリスト等金融商品取引業者・登録金融機関・格付会社等、当行株主総会・決算説明会等当行重要情報を受ける株主または投資家
□重要情報：行内規程に規定された内部情報または確定的であるが機関決定に至っていない未公表の財務情報
□伝達：伝達の主体が取引関係者へ重要情報を伝えること
□公表：行内規程に規定された場合および当行ウェブサイトへ掲載した場合
g. 沈黙期間
当行は、決算情報の漏洩を防ぎ、情報開示の公平性を確保するため、各四半期決算発表日の2週間前から決算発表が完了するまでを沈黙期間と定め、この期間中は決算・業績見通しに対する問い合わせへの対応やコメント等を控えることとしております。ただし、沈黙期間中に業績予想が大きく変動する見込が出てきた場合には、東京証券取引所適時開示規則に従い、適宜公表することとしております。
h. 行内体制の整備
当行は、本ディスクロージャー・ポリシーに則った情報開示を行うために必要となる行内体制の整備・充実に努めます。
i. IR 活動への取組み
当行は、投資家への説明責任を果たすだけでなく、当行について正しくご理解いただくため、東京証券取引所への開示のほか、決算説明会・株主懇談会・地区IR 等の開催、ホームページへの掲載などを通して、適時・適切な情報発信を行います。
また、定期的に開催する決算説明会では、代表取締役頭取自らが投資家・アナリストに業績の説明と質疑応答への対応を行います。また、より多くの株主の皆様にご出席いただけますよう、集中日を避けた株主総会の開催など、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様との双方向コミュニケーションを大切にしたIR 活動を推進し、ステークホルダーの皆様との信頼関係の構築に努めます。

⑵ 会社情報の適時開示に係る社内体制
a. 情報開示に関する主管部署を経営企画部、経営企画部担当役員又は取締役経営企画部長を情報取扱責任者とし、重要な会社情報の集約及び管理を行っております。
b. 発生事実に関する情報については、担当部署及び連結子会社が開示項目に係る事象等を認識した時点で直ちに情報取扱責任者及び経営企画部へ報告を行い、情報取扱責任者及び経営企画部は取得した情報について開示の要否を検討し、必要性が認められた場合、経営企画部は開示についての資料作成及び稟議を行い、その承認後速やかに情報開示を行っております。
c. 決定事実に関する情報については、取締役会又は連結子会社の取締役会での承認後、経営企画部は開示についての資料作成及び稟議を行い、その承認後速やかに情報開示を行っております。
d. 決算に関する情報については、財務データ、担当部署及び連結子会社の報告等を経営企画部が取りまとめて取締役会へ付議し、その承認後、開示についての稟議を行い、その承認後速やかに情報開示を行っております。

## コーポレート・ガバナンス体制図

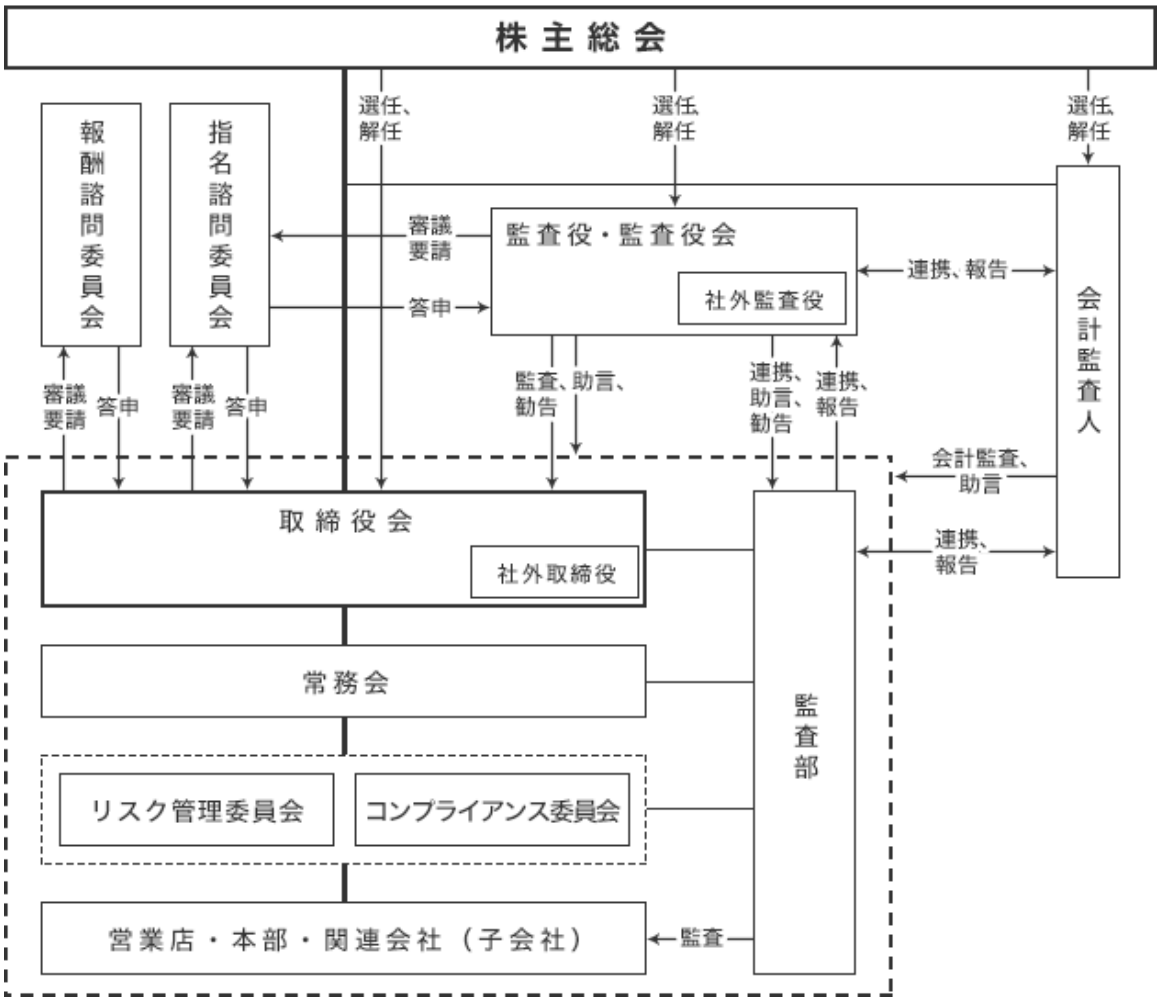

## 会社情報の適時開示に係る体制図

